

社会福祉法人六戸町社会福祉協議会
救急医療情報キット配布事業実施要綱

設 置	平成28年	6月15日
一部改正	平成31年	3月12日
一部改正	令和 3年	10月 1日

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人六戸町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が高齢者等のかかりつけの医療機関等の情報を保管する救急医療情報キット（以下「キット」という。）を配布することにより、当該高齢者等の救急搬送時における安全と安心の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(キットの内容)

第2条 配布するキットの内容は、次のとおりとする。

- (1) 保管容器
- (2) 救急情報シート
- (3) 冷蔵庫用マグネット
- (4) 玄関用シール

(配布対象者)

第3条 キットの配布を受けることができる者は、町内に住所を有し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高齢者のひとり暮らし
- (2) 高齢者のみの世帯
- (3) 高齢者であって、日中ひとりでいることの多い方
- (4) 障害者手帳を保有している方
- (5) 病気等により健康上の不安を抱えている方
- (6) その他会長が必要と認める方

(配布の申請)

第4条 キットの配布を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、救急医療情報キット配布申請書（様式1）を会長に提出する。

(配布の決定)

第5条 会長は、前条の規定により申請があった場合は、申請の内容を確認し、適当と認めた時は、申請者にキットを配布し、救急医療情報キット配布者台帳（様式2）に登録する。

(キットの配布)

第6条 キットは無償で配布する。

2 キットの配布は1世帯につき1セットとする。ただし、シートについては、この限りではない。

(キットの再配布)

第7条 利用者は、キットの紛失、破損その他の事由により使用することができなくなったときは、再配布を受けることができる。この場合において、当該キットが現存するときは、これを会長に提出しなければならない。

2 第2条から第6条までの規定は、キットの再配布について準用する。

(キットの管理)

第8条 利用者は、救急情報シートに必要事項を記載し、保管容器に入れて冷蔵庫内で保管するものとする。

2 利用者は、冷蔵庫用マグネットを、キットを保管した冷蔵庫の扉の表面に貼り付けるものとする。

3 利用者は、玄関用シールを玄関扉の内側にそれぞれ貼り付けるものとする。

4 利用者は、救急医療情報用紙に記載した内容に変更が生じた場合、速やかに修正するものとする。

5 利用者は、キットを第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。